

○倉敷市自然環境保全条例施行規則

昭和49年8月31日

規則第68号

改正 昭和51年9月30日規則第55号

昭和58年6月30日規則第40号

昭和59年3月31日規則第17号

昭和60年3月30日規則第27号

平成2年3月31日規則第34号

平成5年3月31日規則第40号

平成11年3月26日規則第16号

平成12年12月7日規則第64号

平成17年7月27日規則第119号

令和2年12月1日規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業者又は土地所有者等による緑化の基準等)

第2条 条例第10条第3項に規定する基準は、緑化基準面積（緑化を図らなければならない面積（事業区域内面積又は敷地面積に1から建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条（同条第3項を除く。）の建蔽率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2の面積）をいう。以下この条において同じ。）8平方メートル当たり高木（通常の成木の樹高が3メートル以上であり、植栽時の樹高が2メートル以上の樹木をいう。次項において同じ。）1本以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者又は土地所有者等（市が倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）第11条第1項又は第2項の規定による措置を講ずるために、環境保全協定（公害防止協定を含む。）を締結した者で、当該環境保全協定に基づく事前協議を実施するものを除く。）は、次に掲げる基準により、中木（通常の成木の樹高が1メートル以上3メートル未満であり、植栽時の樹高が1メートル以上の樹木をいう。以下この項において同じ。）若しくは低木（通常の成木の樹高が1メートル未満であり、植栽時の樹高が0.3メートル以上の樹木をいう。以下この項において同じ。）、花、地被植物（多年生植物に限る。以下この項及び次項において同じ。）又はつる性植物（木本植物で常緑

植物に限る。以下この項及び次項において同じ。)の植栽をもつて高木の植栽に代えることができる。

(1) 中木又は低木の植栽

ア 高木1本を中木2本若しくは低木8本又は中木1本及び低木4本に置き換えること。

イ 接道部(道路(道路法(昭和27年法律第100号)第2条第1項の道路をいう。以下この項において同じ。)と敷地との境界から水平距離で3メートル以内の区域をいう。以下この項及び次項において同じ。)に植栽する場合は、原則として、低木のみでないこと。

(2) 花の植栽

ア 地上部において、レンガ、縁石等により区画された植栽基盤(植物を生育するための一定の厚みを持つ土壌等をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は花を植栽するための容器に土壌等を入れたもので、容量が1基につき100リットル以上のものが設置されていること。

イ 年間を通じ花が植栽されていること。

(3) 地被植物の植栽 全面が芝生等の地被植物により被われた部分であり、縁石等で区画されていること。

(4) つる性植物の植栽

ア 建築物の壁面部に植栽する場合は、固定された植栽基盤を設置すること。

イ つる性植物を登はん、下垂させて植栽する場合は、植栽する間隔を30センチメートル以下とすること。

3 前項の基準により植栽する面積(以下この項において「植栽面積」という。)の緑化基準面積への算入については、次に掲げるものを除き、植栽面積の100パーセントを緑化基準面積に算入する。

(1) 接道部に樹木又は花を植栽するときは、それぞれの植栽面積の200パーセントを緑化基準面積に算入する。

(2) 前項第3号の場合で、駐車場に植栽するときは、植栽面積(地盤を保護するための資材が敷設されているときは、それらを除いた面積)の25パーセントを緑化基準面積に算入する。

(3) 前項第3号の場合で、屋上部及び駐車場以外の場所に植栽するときは、植栽面積の50パーセントを緑化基準面積に算入する。

(4) 前項第4号アの場合は、植栽基盤鉛直投影面積（植栽基盤の水平投影の長さに鉛直投影の高さを乗じたものをいう。）を緑化基準面積に算入する。

(5) 前項第4号イの場合は、つる性植物を植栽する間隔の合計の長さに1メートルを乗じて得た面積を緑化基準面積として算入する。

4 第2項の基準による植栽に当たっては、樹木の植栽に係る面積（前項第1号の規定により算定した緑化基準面積に占める樹木の植栽に係る面積を含む。）を緑化基準面積の2分の1以上とし、かつ、地上部の植栽に係る面積（前項第1号から第3号までの規定により算定した緑化基準面積に占める植栽に係る面積を含む。）を緑化基準面積の3分の2以上とするものとする。ただし、地形、土地の利用状況等により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 事業区域内面積又は敷地面積が1,000平方メートル未満である場合

(2) 緑化基準面積が80平方メートル未満である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情があると市長が認める場合

（空閑地の植栽等）

第3条 条例第11条第3項に規定する助成措置は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市長は、条例第11条第1項に規定する樹木の植栽を要請したときは、苗木をみつせんするものとする。

(2) 前号の苗木については、予算の範囲内で補助することができる。

（自然環境保全地区の指定等の案の告示）

第4条 条例第13条第4項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 自然環境保全地区の区分及び名称

(2) 自然環境保全地区に含まれる土地の区域

(3) 自然環境保全地区の指定の案の縦覧場所

2 条例第14条第4項において準用する条例第13条第4項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 保全計画の決定の案の概要

(2) 保全計画の決定の案の縦覧場所

（公聴会）

第5条 市長は、条例第13条第6項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）

に規定する公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会においてきこうとす

る案件を告示するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会開催の日の20日前までに行うものとする。

第6条 公聴会は、市長又はその指名するものが議長として主宰する。

第7条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第8条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

第9条 公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

2 公述人が前項の範囲をこえて発言し、又は不隠当な言動があつたときは、議長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不隠当な言動をした者を退場させることができる。

第11条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（自然環境保全地区における保全のための施設）

第12条 条例第15条に規定する保全のための施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (3) 植生復元施設、病虫害等除去施設、砂防施設及び防火施設
- (4) 給餌施設及び養殖施設

（景観保護地区内における行為の許可申請）

第13条 条例第16条に規定する許可の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為地
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法

(7) 行為の着手及び完了の予定時期

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- (1) 行為地を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺2,500分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請者が行為地について権限を有していない場合にあつては、行為地の所有者（占有者がある場合には占有者を含む。）の承諾を証する書類
(野生動植物の捕獲等の対象とならない行為)

第14条 条例第18条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1（1の項又は3の項(3)にあつては、工作物を新築することを除く。）に掲げる行為
- (2) 条例第22条第1項の規定により市長が指定する方法により、かつ、市長が指定する限度内において木竹を伐採すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、市長に通知したものに限る。）
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、市長に届け出たものに限る。）
 - ウ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を増築すること。
 - エ 建築物の存する敷地内で行う行為

第15条 条例第18条第5号に規定する規則で定める行為は、別表第2に掲げるものとする。

(野生動植物の捕獲等の許可申請)

第16条 第13条第1項の規定は、条例第18条第6号に規定する許可の申請について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「行為の種類」とあるのは「捕獲又は採取する野生動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

2 条例第18条第6号に規定する許可の申請書の様式については、市長が別に定めるものとし、捕獲又は採取する場所、範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(環境緑地保護地区及び山林保護地区内における行為の許可申請)

第17条 第13条の規定は、条例第17条及び第19条に規定する許可の申請について準用する。

(景観保護地区内等における行為の許可基準)

第18条 条例第20条に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

(非常災害のために必要な応急措置として行つた行為の届出)

第19条 条例第22条第2項に規定する届け出は、次に掲げる事項を記載した所定の届出書に、行為地を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添えて提出して行うものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為地
- (5) 行為の施行方法
- (6) 行為の完了の期日又は完了の予定時期
- (7) 非常災害の種類
- (8) 非常災害の発生日及び時間並びにその継続した期間

(景観保護地区内等における行為の制限とならない行為)

第20条 条例第23条第2号に規定する規則で定める行為は、別表第2に掲げるものとする。

第21条 条例第23条第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1に掲げる行為
- (2) 別表第4に掲げる行為

(着手行為の届出)

第22条 条例第24条第2項に規定する届出は、所定の届出書により行わなければならない。

2 前項に規定する届出においては、第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(標識)

第23条 条例第27条第1項に規定する標識の様式については、市長が別に定める。

(損失補償の請求)

第24条 条例第28条第2項に規定する補償の請求は、次に掲げる事項を記載した所定の請求書を提出して行うものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 補償請求の理由
- (3) 補償請求額の総額及びその内訳

(身分証明書)

第25条 条例第29条第2項に規定する職員の携帯する証明書の様式については、市長が別に定める。

(自然保護監視員)

第26条 自然保護監視員の定数は、26人以内とし、その任期は、2年とする。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年9月30日規則第55号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日規則第40号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第17号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第27号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第34号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第40号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第16号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年12月7日規則第64号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年7月27日規則第119号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（令和2年12月1日規則第84号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第14条，第21条関係）

- 1 工作物を新築し，又は増築することであつて次に掲げるもの。
 - (1) 森林の保護管理のための標識を設置し，又は野生鳥獣の保護増殖のための標識，巢箱，給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地，海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に規定する海岸保全区域，地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に規定する地すべり防止区域，河川法（昭和39年法律第167号）第6条に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識，くい，警報器，雨量観測施設，水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - (3) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
 - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設のうち，農用地の災害を防止するためのダムを増築すること。
 - (5) 信号機，防護柵，土留よう壁その他道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路，農道，林道その他の道（以下「道路」という。））の交通の安全を確保するために必要な施設を増築すること（信号機にあつては，新設することを含む。）。
 - (6) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を増築すること。
 - (7) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設を増築すること。

- (8) 郵便差出箱，集合郵便受箱，公衆電話施設又は公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第101条第3項に規定する陸標を増築すること。
- (9) 電気供給のための電線路，有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を増築すること（増築後において高さが20メートルをこえるものとなる場合における増築を除く。）。
- (10) 気象，地象，地動，地球磁気，地球電気又は水象の観測のための施設を増築すること。
- (11) 送水管，ガス管，電気供給のための電線路，有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路の路面下に埋設すること。
- (12) 社寺境内地又は墓地において鳥居，燈ろう，墓碑その他これらに類するものを新築し，又は増築すること。
- (13) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を増築すること。
- (14) 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し，又は増築すること（アからウまで又はクに掲げる工作物の増築にあつては，増築後においてもアからウまで又はクに掲げるものである場合における増築に限る。）。
- ア 高さが5メートル以下であり，かつ，床面積の合計が30平方メートル以下である
きん舎又は畜舎
- イ 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので，高さが20メートル以下のもの。
- ウ 当該建築物の高さをこえない高さの物干場
- エ 旗ざおその他これに類するもの。
- オ 門，へい，給水設備又は消火設備
- カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
- キ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
- ク 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
- (15) 条例第16条，第17条及び第19条に規定する許可を受けた行為（条例第25条の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの表の各項に掲げる行為を行うために必要な仮設の工作物（宿舎を除く。）を，当該行為に係る工場敷地内において新築し，又は増築すること。
- (16) 法令の規定により，又は保安の目的で標識を設置すること。
- 2 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの。

- (1) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
- (2) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- (3) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- (4) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

3 前2項に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに同法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為
- (2) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- (3) 農業、林業又は漁業を営むために必要な行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 住宅又は高さが5メートルをこえ、若しくは床面積の合計が100平方メートルをこえる建物（仮設のものを除く。）を新築し、又は増築すること（増築後において、高さが5メートルをこえ、又は床面積の合計が100平方メートルをこえるものとなる場合における増築を含む。）。
 - イ 農業用ダム、用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルをこえる農道若しくは林道を新築し、又は増築すること（増築後において、その幅員が2メートルをこえるものとなる場合における増築を含む。）。
 - ウ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
 - エ 水面を埋立て、又は干拓すること。
 - オ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育活動又は学術研究として行う行為
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、岡山県文化財保護条例（昭和29年岡山県条例第91号）第3条の規定により指定された県指定重要文化財、県指定重要民俗資料及び県指定史跡名勝天然記念物又は倉敷市文化

財保護条例（昭和42年倉敷市条例第97号）第3条第1項の規定により指定された倉敷市指定重要文化財の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

(7) 工作物の修繕のための行為

(8) 法律若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為

別表第2（第15条，第20条関係）

1 次に掲げる工作物を増築すること。

(1) 砂防法第1条に規定する砂防設備

(2) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設

(3) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(6) 道路法第2条に規定する道路（小規模の拡幅，舗装，こう配の緩和，線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）

(7) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道，同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

2 前項各号に掲げるもののほか条例第15条の規定による保全事業の執行として行う行為
別表第3（第18条関係）

1 工作物の新築

(1) 仮設の工作物（(3)に掲げるものを除く。）

ア 当該工作物の構造が，容易に移転し，又は除却することができるものであること。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模，形態及び用途が，新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物（(3)に掲げるものを除く。）

当該新築の方法並びに当該工作物の位置，規模及び用途が，新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(3) 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が，新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

ア 砂防法第1条に規定する砂防設備

- イ 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設
- ウ 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- カ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）
- キ 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良施設
- ク 道路であつて、自動車のみ交通の用に供するもので主として観光の用に供するものの以外のもの。
- ケ 道路を管理するための建築物
- コ 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- サ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設
- シ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- ス 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
- セ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第7項に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
- ソ 教育又は試験研究を行うための工作物
- タ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する水道施設
- チ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路
- ツ 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
- テ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）に規定する宗教法人のこれに相当する工作物
- ト 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- ナ 当該自然環境保全地区（ただし、動植物保護地区を除く。（以下この表において同じ。））内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）

- ニ 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財，同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され，若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物，岡山県文化財保護条例第3条の規定により指定された県指定重要文化財，県指定重要民俗資料及び県指定史跡名勝天然記念物又は倉敷市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された倉敷市指定重要文化財の保存のための建築物
 - ヌ 都市公園又は都市計画法第4条第5項に規定する都市計画施設である公園，緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
 - ネ アからオまで，キ又はク，サからテまでに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
 - ノ 条例第16条，第17条及び第19条に規定する許可を受けた行為（条例第25条の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物
- (4) (1)，(2)又は(3)に掲げる建築物以外の建築物（以下(4)において「普通建築物」という。）
- ア 当該新築が，次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし，当該普通建築物が，自己の居住の用に供する住宅である場合又は当該新築が，当該自然環境保全地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧若しくは当該自然環境保全地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては，この限りでない。
 - (ア) 自然環境保全地区が指定され，又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地
 - (イ) 自然環境保全地区が指定され，又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
 - (ウ) 現に存する建築物の敷地である土地
 - (エ) (ア)又は(イ)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）
 - イ 当該新築後の普通建築物の高さが，10メートル（当該新築が，次に掲げる場合であつて，従前の普通建築物の高さが10メートルをこえるときは，従前の普通建築物の高さ。）をこえないこと。
 - (ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(イ) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

ウ 当該新築後における当該普通建築物の敷地内の普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200平方メートル(当該新築が、イの(ウ)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルをこえるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)をこえないこと。ただし、当該新築が、アの(ア)又は(イ)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

エ 当該新築の方法並びに新築後の普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(5) (1)、(2)又は(3)に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

ア 高さが10メートルをこえず、かつ、水平投影面積が200平方メートルをこえないこと。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

2 工作物の増築

(1) 仮設の工作物((3)に掲げるものを除く。)

ア 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物((3)に掲げるものを除く。)

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(3) 前項(3)に掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる建築物以外の建築物(以下(4)において「普通建築物」という。)

ア 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルをこえるときは、増築前の普通建築物の高さ。）をこえないこと。

イ 当該増築後における当該普通建築物の敷地内の普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルをこえないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

（ア） 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地

（イ） 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

ウ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(5) (1), (2)又は(3)に掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

ア 当該増築後における高さが、10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルをこえるときは、増築前の工作物の高さ。）をこえず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルをこえるときは、増築前の水平投影面積）をこえないこと。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

3 宅地の造成その他土地の形質の変更

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

(1) 土地を開墾すること。

(2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

(3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

(4) 文化財保護法第57条第1項に規定する埋蔵文化財及び岡山県文化財保護条例第14条第1項に規定する県指定重要文化財等の指定の目的で土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

(5) 養浜のために土地の形質を変更すること。

(6) 工作物の新築、又は増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

4 鉱物の掘採又は土石の採取

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

- (1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。
- (2) 水若しくは温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
- (3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 建築物その他の工作物の新築、又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (5) 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

5 水面の埋立て又は干拓

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

6 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

7 木竹の伐採

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

8 市長が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に排水設備を設けて行う汚水又は廃水の排出

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

9 次に掲げる行為

前各項の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。

- (1) 災害の防止のために必要やむをえない行為
- (2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

別表第 4 (第21条関係)

- 1 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 2 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの。

- (1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
 - (3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。
 - (4) 学校教育法第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、市長に届け出たものに限る。）。
- 3 建築物の存する敷地内の池沼その他これに類するものを埋め立てること。
- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの。
- (1) 建築物の存する敷地内の池沼その他これに類するものの水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (3) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際すでにその新築、又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 5 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの。
- (1) 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
- 6 市長が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの。
- (1) 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - (2) 森林法第41条第1項又は第2項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (3) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (4) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (5) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

- (7) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道，同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- (8) 住宅から汚水又は廃水を排水すること（し尿の排出を除く。）。
- (9) 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（同法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

7 前各号に掲げるもののほか，次に掲げる行為

- (1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第5項に規定する都市計画施設である公園，緑地若しくは墓園を設置し，又は管理すること（同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては，高さが13メートルをこえ，又は水平投影面積が1,000平方メートルをこえる工作物を新築し，又は増築すること（増築後において高さが13メートルをこえ又は水平投影面積が1,000平方メートルをこえるものとなる場合における増築を含む。）を除く。）。